

横浜市開発審査会会議録

日時		平成31年1月21日（月）午後2時から午後3時20分まで
開催場所		関内中央ビル5階 特別会議室
出席者	委員	飯島 奈津子 会長 浜野 四郎 委員 原田 満 委員 大久保 千行 委員（第3号議案は退席） 玉野 直美 委員 根岸 宏文 委員
	幹事等	奥山 環境創造局 環境保全部 環境管理課長 水谷 環境創造局 みどりアップ推進部 農政推進課長 新田 環境創造局 下水道管路部 管路保全課長（代理） 武田 環境創造局 みどりアップ推進部 みどりアップ推進課担当課長 磐村 都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課長 水谷 道路局 道路部 維持課長（代理） 樽川 道路局 河川部 河川計画課長 大友 建築局 企画部 都市計画課長 杉浦 建築局 宅地審査部 宅地審査課 宅地企画担当課長
		議題 提案 課等
	事務局	鈴木 建築局 建築監察部長 小島 建築局 建築監察部 法務課長 村上 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 石井
欠席者	委員	平本 光男 委員
開催形態		第1号議案、許可処分及び協議報告、並びにその他 公開 第2号議案及び第3号議案 非公開
傍聴人		なし

議題	<p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第23号） 市街化調整区域内（都筑区川和町2537番の1）において墓園附属建築物を建築すること。</p> <p>2 第2号議案（審査請求・30開－2号） 都市計画法第81条第1項第1号の規定に基づく工事停止命令の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p>3 第3号議案（審査請求・30開－3号） 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築許可処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p>4 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告</p> <p>5 その他 会議録の確認（平成30年12月17日開催分）</p>
決定事項	<p>1 第1号議案は、「可」</p> <p>2 第2号議案は（非公開）</p> <p>3 第3号議案は（非公開）</p> <p>4 その他は「了承」</p>
議事	<p>※ 第2号議案及び第3号議案の審議については、「非公開」とする旨決定される。なお、第2号議案及び第3号議案については、幹事、議題提案課等は退席。</p> <p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第23号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明</p> <p>（委員）1階の仏具庫が法事等の際は読経スペースを兼ねるとのことだが、どれくらいの人が入ることを想定しているのか。 （提案課）それほど広いスペースではなく、数名の人が入ることが想定される。 （委員）普段は倉庫として使用されるためか、窓がなく、出入口しかないが、人が入って法事をするスペースとして適切なのか。 （提案課）このスペースが法事の際にどのように使われるか詳細に把握していないが、2枚のスライドドアを広く開放して利用されると思われる。 （委員）冬の寒い日にドアを開けっ放しにすることも考えにくく、雨が降ること等も踏まえると、人が入ることが想定されるのであれば、仏具庫ではなく、人が入ることを前提として計画された方がよいのではないかと。 （提案課）採光や通風等に配慮するよう申請者に伝えたい。 （委員）現場写真では、墓地が隣接しているように見えるが。</p>

議事

(提案課) 本件申請地は、他の事業者が運営する墓地が隣接している。  
(委員) 本件申請地周辺は、墓地が多い場所なのか。  
(提案課) 周辺にはこの2箇所の墓地しかなく、隣地の墓地はかなり狭い。  
(委員) 本件墓地に駐車場がないのは何故か。  
(提案課) 現在、本件申請地西側の2区画目の土地が本件墓地の駐車場として利用されており、15台分の駐車スペースが確保されている。  
(委員) 墓地における駐車場の設置基準について説明してもらいたい。  
(関係課) 本件墓地は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「墓地条例」という。)が制定される前の平成12年に、横浜市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「墓埋法施行細則」という。)に基づき、墓地経営許可を取得している。現行の墓地条例では墓地を設置する区域内に墳墓の数の5パーセント以上の台数の駐車スペースを確保しなければならないと規定しているが、墓埋法施行細則では駐車場の設置が区域内でなければならないという規定はなかったことから隔地に駐車場が設置されている。  
(委員) 本件建築行為を行うことによって、墓地の区域内に駐車場を設置しなければならないということにはならないか。  
(関係課) 新たに建築行為が伴う場合であっても、当時の基準をクリアしていれば問題はない。  
(委員) 今後は、現況写真の撮影箇所をしっかりと配置図に落とししてもらいたい。  
(提案課) 承知した。

「可」とされる。

2 第2号議案(審査請求・30開-2号)

都市計画法第81条第1項第1号の規定に基づく工事停止命令の取消しを求める審査請求の申立て

(非公開)

3 第3号議案(審査請求・30開-3号)

都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築許可処分の取消しを求める審査請求の申立て

※ 大久保委員は退席

(非公開)

議事	<p>4 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 (提案課) ※ 資料3にて報告</p> <p>(委員) 15番の申請場所は最寄り駅から徒歩圏内にあるのか。 (提案課) 最寄り駅はJR横浜線の中山駅である。申請場所が駅から少し離れていることから、中山駅から申請地へ行くためには路線バスを利用する人が中心となるのではないかとと思われる。</p> <p>5 その他 会議録の確認(平成30年12月17日開催分)</p> <p>「了承」とされる。</p>
資料	<p>1 許可申請概要書(第1号議案)</p> <p>2 審査請求書等(第2号議案及び第3号議案)</p> <p>3 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書</p> <p>4 会議録(平成30年12月17日開催分)</p>
特記事項	なし

※本会議録は、平成31年2月18日、各委員に確認を得、確定しました。